

①申告書の書き方

住所・氏名・生年月日・マイナンバー・電話番号を記入してください。

◎令和5年中に収入がなかった人は裏面「通信欄」に記入してください。

所得金額(令和5年1月1日～令和5年12月31日までの間に生じた所得)

所得の種類	内 容	記入の仕方																										
①営業等	商・工業や漁業、自由業などの自営業から生じる所得です。申告書裏面の7に計算したものを記入してください。	営業等・農業・不動産それぞれの収入金額を「ア」「イ」「ウ」に記入し、所得金額を営業等は①、農業は②、不動産は③に記入してください。																										
②農業	農産物の生産・果樹の栽培・家畜などの事業から生じる所得です。申告書裏面の7に計算したものを記入してください。	収入金額-必要経費=所得金額																										
③不動産	貸家・貸地から生じる所得です。申告書裏面の7に計算したものを記入してください。	収入金額を「エ」、所得金額を④に記入してください。																										
④利子	預貯金の利子・合同運用信託等の収益の分配による所得です。ただし、源泉分離課税になっているものは申告する必要はありません。	収入金額を「オ」、所得金額を⑤に記入してください。																										
⑤配当	株式や出資金に対する利益の配当などから生じる所得です。(※特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、申告書裏面14に配当割額及び株式等譲渡所得割額を記入してください。)	収入金額の合計額を「カ」に記入し、給与所得の計算表により算出した所得金額を⑥に記入してください。																										
⑥給与	給与・賞与・賃金などの所得です。収入金額の合計額を下記の給与所得の計算表にあてはめて所得を計算します。源泉徴収票のない人は申告書裏面6に勤務先事業所の名称・所在地等を記入し、収入金額がわかるものを添付してください。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>給与等の収入金額</th> <th>給与所得の金額</th> <th>給与等の収入金額</th> <th>給与所得の金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～ 550,999</td> <td>0</td> <td>1,628,000～1,799,999</td> <td>収入金額÷4=A (1,000円未満を切捨て) A×2.4+100,000</td> </tr> <tr> <td>551,000～1,618,999</td> <td>収入金額-550,000</td> <td>1,800,000～3,599,999</td> <td>A×2.8-80,000</td> </tr> <tr> <td>1,619,000～1,619,999</td> <td>1,069,000</td> <td>3,600,000～6,599,999</td> <td>A×3.2-440,000</td> </tr> <tr> <td>1,620,000～1,621,999</td> <td>1,070,000</td> <td>6,600,000～8,499,999</td> <td>収入金額 × 0.9 - 1,100,000</td> </tr> <tr> <td>1,622,000～1,623,999</td> <td>1,072,000</td> <td rowspan="2">8,500,000～</td> <td rowspan="2">収入金額 - 1,950,000</td> </tr> <tr> <td>1,624,000～1,627,999</td> <td>1,074,000</td> </tr> </tbody> </table>	給与等の収入金額	給与所得の金額	給与等の収入金額	給与所得の金額	～ 550,999	0	1,628,000～1,799,999	収入金額÷4=A (1,000円未満を切捨て) A×2.4+100,000	551,000～1,618,999	収入金額-550,000	1,800,000～3,599,999	A×2.8-80,000	1,619,000～1,619,999	1,069,000	3,600,000～6,599,999	A×3.2-440,000	1,620,000～1,621,999	1,070,000	6,600,000～8,499,999	収入金額 × 0.9 - 1,100,000	1,622,000～1,623,999	1,072,000	8,500,000～	収入金額 - 1,950,000	1,624,000～1,627,999	1,074,000
	給与等の収入金額		給与所得の金額	給与等の収入金額	給与所得の金額																							
～ 550,999	0	1,628,000～1,799,999	収入金額÷4=A (1,000円未満を切捨て) A×2.4+100,000																									
551,000～1,618,999	収入金額-550,000	1,800,000～3,599,999	A×2.8-80,000																									
1,619,000～1,619,999	1,069,000	3,600,000～6,599,999	A×3.2-440,000																									
1,620,000～1,621,999	1,070,000	6,600,000～8,499,999	収入金額 × 0.9 - 1,100,000																									
1,622,000～1,623,999	1,072,000	8,500,000～	収入金額 - 1,950,000																									
1,624,000～1,627,999	1,074,000																											
給与所得の計算表(単位:円)																												
⑦公的年金等	厚生年金・国民年金・農業者年金などの所得です。 例 65歳未満 公的年金収入金額(A):2,000,000円 公的年金以外の所得:1,000,000円 計算式 $2,000,000 \times 0.75 - 275,000 = 1,225,000$ (公的年金等雑所得)	収入金額を「キ」に記入し、公的年金の計算表により算出した所得金額を⑦に記入してください。																										
	公的年金等雑所得の計算表(単位:円)																											
⑧業務	原稿料、講演料又はネットオークションなどを利用した個人取引もしくは食料品の配達やシルバー人材センターなどでの副収入による所得です。申告書裏面9に計算したものを記入してください。	収入金額を「ク」、所得金額を⑧に記入してください。																										
	生命保険契約の年金(個人年金保険)、互助年金などの上記以外のものによる所得です。申告書裏面9に計算したものを記入してください。	収入金額を「ケ」、所得金額を⑨に記入してください。																										
⑨総合譲渡	土地、家屋など分離して課税される資産以外の自動車、機械類などの譲渡の所得です。総合課税の譲渡所得の特別控除額は50万円ですが、50万円に満たない場合はその金額を限度とします。また、短期譲渡と長期譲渡所得の譲渡益の合計が50万円を超える場合には、先に短期譲渡所得の譲渡益から控除してください。	申告書裏面10の収入金額、所得金額を表面「コ」、「サ」、「シ」、⑩にそれぞれ記入してください。																										
⑩一時	生命保険又は損害保険の満期返戻金、賞金、懸賞当選金などの所得です。一時所得の特別控除額は50万円ですが、50万円に満たない場合はその金額を限度とします。																											

(注)この説明書は現行法により作成しているため、税法が改正された場合、内容が変わることがあります。

②申告書の書き方

所得から差し引かれる金額(所得控除額) 1

⑬社会保険料控除	あなたやあなたと生計を一にする親族の負担すべき社会保険料等を支払った場合、その支払金額が控除されます。それぞれの保険料の支払金額を申告書に記入し、その合計額を4の⑬に記入してください。																						
⑭小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済法第2条第2項に規定する共済契約に基づく掛金、確定拠出年金法第55条第2項第4号に規定する個人型年金加入者掛金または地方公共団体が行う心身障害者扶養共済掛金を支払った場合、その支払った金額が控除されます。4の⑭に記入してください。																						
⑮生命保険料控除	<p>生命保険契約や個人年金契約などの保険料を支払った場合に受けられる控除です。支払金額を申告書に記入してください。控除額は次の計算をして4の⑮に記入してください。</p> <p>控除額 一般・個年・介護合わせて70,000円が限度額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 35%;">保険料A(一般・個年・介護) ※介護は新計算法のみ</th> <th style="width: 35%;">控除額(一般・個年・介護) ※介護は新計算法のみ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">旧計算法 (最高各35,000円) (H23.12.31以前契約)</td> <td>15,000円以下</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>15,001円～40,000円</td> <td>A×0.5+7,500円</td> </tr> <tr> <td>40,001円～</td> <td>A×0.25+17,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">新計算法 (最高各28,000円) (H24.1.1以後契約)</td> <td>12,000円以下</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>12,001円～32,000円</td> <td>A×0.5+6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,001円～</td> <td>A×0.25+14,000円</td> </tr> </tbody> </table>		保険料A(一般・個年・介護) ※介護は新計算法のみ	控除額(一般・個年・介護) ※介護は新計算法のみ	旧計算法 (最高各35,000円) (H23.12.31以前契約)	15,000円以下	全額	15,001円～40,000円	A×0.5+7,500円	40,001円～	A×0.25+17,500円	新計算法 (最高各28,000円) (H24.1.1以後契約)	12,000円以下	全額	12,001円～32,000円	A×0.5+6,000円	32,001円～	A×0.25+14,000円					
	保険料A(一般・個年・介護) ※介護は新計算法のみ	控除額(一般・個年・介護) ※介護は新計算法のみ																					
旧計算法 (最高各35,000円) (H23.12.31以前契約)	15,000円以下	全額																					
	15,001円～40,000円	A×0.5+7,500円																					
	40,001円～	A×0.25+17,500円																					
新計算法 (最高各28,000円) (H24.1.1以後契約)	12,000円以下	全額																					
	12,001円～32,000円	A×0.5+6,000円																					
	32,001円～	A×0.25+14,000円																					
⑯地震保険料控除	<p>居住用家屋・生活用動産(住宅・マンション・家財など)を対象とした損害保険契約のうち、地震等損害部分の保険料(地震保険料)を支払った場合に受けられる控除です。また、長期損害保険料(保険期間が10年以上で満期返戻金があるもの)は平成18年末までに締結したものに限り、控除の対象となります。支払金額を申告書に記入してください。控除額は次の計算をして4の⑯に記入してください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">控除額</th> <th style="width: 30%;">支払保険料の区分</th> <th style="width: 20%;">支払保険料の金額</th> <th style="width: 40%;">地震保険料控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">①</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">地震保険料等契約に係わるもの</td> <td>50,000円以下</td> <td>支払保険料×0.5</td> </tr> <tr> <td>50,001円以上</td> <td>25,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">②</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">旧長期損害保険契約に係わるもの</td> <td>5,000円以下</td> <td>支払保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>5,001円～15,000円</td> <td>支払保険料×0.5+2,500円</td> </tr> <tr> <td>15,001円以上</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">③</td> <td style="text-align: center;">①と②両方がある場合</td> <td></td> <td style="text-align: center;">① + ② (最高限度額 25,000円)</td> </tr> </tbody> </table>	控除額	支払保険料の区分	支払保険料の金額	地震保険料控除額	①	地震保険料等契約に係わるもの	50,000円以下	支払保険料×0.5	50,001円以上	25,000円	②	旧長期損害保険契約に係わるもの	5,000円以下	支払保険料の全額	5,001円～15,000円	支払保険料×0.5+2,500円	15,001円以上	10,000円	③	①と②両方がある場合		① + ② (最高限度額 25,000円)
控除額	支払保険料の区分	支払保険料の金額	地震保険料控除額																				
①	地震保険料等契約に係わるもの	50,000円以下	支払保険料×0.5																				
		50,001円以上	25,000円																				
②	旧長期損害保険契約に係わるもの	5,000円以下	支払保険料の全額																				
		5,001円～15,000円	支払保険料×0.5+2,500円																				
		15,001円以上	10,000円																				
③	①と②両方がある場合		① + ② (最高限度額 25,000円)																				
⑰寡婦控除※1	<p>寡婦とは、原則として12月31日の現況で、⑩欄の「ひとり親」に該当せず、次のいずれかに当てはまる人です。事実上の婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいる場合は、対象なりません。</p> <p>1 夫と離婚した後婚姻をしておらず、扶養親族がいる人で、合計所得金額が500万円以下の人。 2 夫と死別した後婚姻をしていない人又は夫の生死の明らかでない一定の人で、合計所得金額が500万円以下の人。なお、この場合は、扶養親族の要件はありません。</p> <p>控除額を4の⑰に記入してください。 控除額 26万円</p>																						
⑱ひとり親控除※1	<p>ひとり親とは、原則として12月31日の現況で、婚姻をしていないこと又は配偶者の生死の明らかでない一定の人のうち、次の三つの要件の全てに当てはまる人です。</p> <p>1 事実上の婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいないこと。 2 生計を一にする子がいること。(総所得金額等が48万円以下で、他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない人) 3 合計所得金額が500万円以下であること。</p> <p>控除額を4の⑱に記入してください。 控除額 30万円</p>																						
⑲勤労学生控除※1	<p>大学・専修学校・高等学校などの学生で合計所得金額が75万円以下であり、かつ自己の勤労に基づく事業所得・給与所得・退職所得・雑所得以外の所得の合計額が10万円以下の場合、勤労学生控除が受けられます。控除額を4の⑲に記入してください。 控除額 26万円</p>																						
⑳障害者控除※1	<p>あなたやあなたの同一生計配偶者または扶養親族が身体障害者手帳、療育手帳、戦傷病手帳、精神障害者保健福祉手帳もしくは障害者控除対象者認定書の交付を受けている場合、障害者控除が受けられます。控除額を4の⑳に記入してください。</p> <p>控除額 特別障害者(身障手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者手帳1級)1人について ……30万円 同居特別障害者1人について ……53万円 その他の障害者(上記以外の障害者)1人について ……26万円</p>																						
㉑配偶者控除※1	<p>あなたと生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円以下の場合で、あなたの合計所得金額が1,000万円以下の場合、配偶者控除が受けられます。配偶者の氏名・生年月日を記入してください。控除額を4の㉑に記入してください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">あなたの合計所得金額</th> <th style="width: 20%;">控除額</th> <th style="width: 50%;">控除額(配偶者が昭和29年1月1日以前生まれのとき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>900万円以下</td> <td>33万円</td> <td>38万円</td> </tr> <tr> <td>900万円超～950万円以下</td> <td>22万円</td> <td>26万円</td> </tr> <tr> <td>950万円超～1,000万円以下</td> <td>11万円</td> <td>13万円</td> </tr> </tbody> </table>	あなたの合計所得金額	控除額	控除額(配偶者が昭和29年1月1日以前生まれのとき)	900万円以下	33万円	38万円	900万円超～950万円以下	22万円	26万円	950万円超～1,000万円以下	11万円	13万円										
あなたの合計所得金額	控除額	控除額(配偶者が昭和29年1月1日以前生まれのとき)																					
900万円以下	33万円	38万円																					
900万円超～950万円以下	22万円	26万円																					
950万円超～1,000万円以下	11万円	13万円																					

※1 **控除の判定時期は、前年12月31日の状況によって判断します。**ただし、その控除対象配偶者または扶養親族等が前年中に死亡している場合には、その死亡時の状況によって判断します。

③申告書の書き方

所得から差し引かれる金額(所得控除額)2

②配偶者特別控除※1	あなたと生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円を超えて133万円以下の場合で、あなたの合計所得金額が1,000万円以下の場合、配偶者の所得に応じて配偶者特別控除が受けられます。配偶者の合計所得金額を記入してください。適用される控除額を4の②に記入してください(他の納税者の扶養親族とされている人、青色または白色事業専従者を除く)。																																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">あなたの合計所得額</th> </tr> <tr> <th>900万円以下</th> <th>900万円超～950万円以下</th> <th>950万円超～1,000万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者の合計所得金額 48万円超～100万円以下</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>100万円超～105万円以下</td> <td>31万円</td> <td>21万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>105万円超～110万円以下</td> <td>26万円</td> <td>18万円</td> <td>9万円</td> </tr> <tr> <td>110万円超～115万円以下</td> <td>21万円</td> <td>14万円</td> <td>7万円</td> </tr> <tr> <td>115万円超～120万円以下</td> <td>16万円</td> <td>11万円</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>120万円超～125万円以下</td> <td>11万円</td> <td>8万円</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td>125万円超～130万円以下</td> <td>6万円</td> <td>4万円</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>130万円超～133万円以下</td> <td>3万円</td> <td>2万円</td> <td>1万円</td> </tr> </tbody> </table>		あなたの合計所得額			900万円以下	900万円超～950万円以下	950万円超～1,000万円以下	配偶者の合計所得金額 48万円超～100万円以下	33万円	22万円	11万円	100万円超～105万円以下	31万円	21万円	11万円	105万円超～110万円以下	26万円	18万円	9万円	110万円超～115万円以下	21万円	14万円	7万円	115万円超～120万円以下	16万円	11万円	6万円	120万円超～125万円以下	11万円	8万円	4万円	125万円超～130万円以下	6万円	4万円	2万円	130万円超～133万円以下	3万円	2万円	1万円
			あなたの合計所得額																																					
		900万円以下	900万円超～950万円以下	950万円超～1,000万円以下																																				
	配偶者の合計所得金額 48万円超～100万円以下	33万円	22万円	11万円																																				
	100万円超～105万円以下	31万円	21万円	11万円																																				
	105万円超～110万円以下	26万円	18万円	9万円																																				
	110万円超～115万円以下	21万円	14万円	7万円																																				
	115万円超～120万円以下	16万円	11万円	6万円																																				
	120万円超～125万円以下	11万円	8万円	4万円																																				
125万円超～130万円以下	6万円	4万円	2万円																																					
130万円超～133万円以下	3万円	2万円	1万円																																					
③扶養控除※1	<p>あなたと生計を一にする扶養親族で合計所得金額が48万円以下の人を有する場合に次のとおり扶養控除が受けられます。氏名、生年月日等を記入し、控除額の合計を4の③に記入してください。</p> <p>控除額</p> <p>一般の扶養親族(16歳未満【平成20年1月2日以降に生まれた人】は対象外) ……33万円</p> <p>特定扶養親族(平成13年1月2日から平成17年1月1日までの間に生まれた人) ……45万円</p> <p>同居老親等扶養親族(昭和29年1月1日以前生まれの(祖)父母等で同居している人) ……45万円</p> <p>同居老親等以外の老人扶養親族 ……38万円</p> <p>16歳未満の扶養親族(控除対象外)は申告書左下欄に記載してください。</p>																																							
④基礎控除	<p>基礎控除は、あなたの合計所得に応じて下記のとおりとなります。控除額を4の④に記入して下さい。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>あなたの合計所得金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,400万円以下</td> <td>43万円</td> </tr> <tr> <td>2,400万円超～2,450万円以下</td> <td>29万円</td> </tr> <tr> <td>2,450万円超～2,500万円以下</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td>2,500万円超</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>	あなたの合計所得金額	控除額	2,400万円以下	43万円	2,400万円超～2,450万円以下	29万円	2,450万円超～2,500万円以下	15万円	2,500万円超	0円																													
あなたの合計所得金額	控除額																																							
2,400万円以下	43万円																																							
2,400万円超～2,450万円以下	29万円																																							
2,450万円超～2,500万円以下	15万円																																							
2,500万円超	0円																																							
⑥雑損控除	<p>あなたや前年分の総所得金額等が48万円以下の配偶者、その他の親族で生計を一にする人が災害や盗難、横領によって住宅や家財などに損害を受けた場合に受けられる控除です。</p> <p>控除額 次の(1)と(2)のうちいずれか多い方の金額を4の⑥に記入してください。</p> <p>(1) (損害金額 + 災害等関連支出の金額 - 保険金等の額) - (総所得金額等) × 10%</p> <p>(2) (災害関連支出の金額 - 保険金等の額) - 5万円</p>																																							
⑦医療費控除	<p>あなたやあなたと生計を一にする親族の前年中の医療費を支払った場合に受けられる控除です。A)通常の医療費控除、B)セルフメディケーション税制のどちらかを選択し支払った医療費・補てん金の総額を申告書に記入し、下記計算式で算出した額を4の⑦に記入してください。</p> <p>A)通常の医療費控除(※控除限度額は200万円)</p> <p>(実際に支払った医療費の合計額 - 保険金などで補てんされる金額) - (10万円または所得の5%のいずれか少ない金額)</p> <p>B)セルフメディケーション税制(控除限度額は8万8千円) スイッチOTC医薬品の購入額 - 1万2千円</p>																																							

寄附金控除	<p>2千円を超える寄附金が対象となり、税額控除になります。申告書裏面15に記入してください。</p> <p>対象寄附</p> <p>○都道府県・市区町村に対する寄附金(ふるさと寄附金)</p> <p>○島根県共同募金会に対する寄附金○日本赤十字島根県支部に対する寄附金○島根県・江津市が条例で指定する寄附金</p> <p>基本控除「寄附金-2千円」×10%(市民税6%、県民税4%)を所得割額から控除します。ただし、控除対象となる寄附金の限度額は所得金額の30%です。</p> <p>特例控除(都道府県・市区町村に対する寄附金に限りです。)</p> <p>「都道府県・市区町村に対する寄附金-2千円」×「90%-寄附者の所得税の税率」ただし、特例控除の上限は市県民税所得割額の20%です。</p>
-------	--

所得金額調整控除	<p>下記に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除を差し引きます。対象となる本人、扶養親族または同一生計配偶者を申告書裏面16に記入してください。所得金額調整控除には二種類の控除があります。</p> <p>1 給与収入金額が850万円を超える方で、下記の(1)～(3)のいずれかに該当する場合</p> <p>(1)本人が特別障害者に該当する。</p> <p>(2)23歳未満(平成13年1月2日以降に生まれた人)の扶養親族を有する。</p> <p>(3)特別障害者である扶養親族又は同一生計配偶者を有する。</p> <p>・所得金額調整控除=[給与収入金額(1,000万円超の場合は1,000万円)-850万円]×10%</p> <p>※この控除は、扶養控除と異なり、同一生計内のいずれか一方のみの所得者に適用するという制限がありません。例えば、夫婦ともに給与等の収入金額が850万円を超えており、夫婦の間に1人の年齢23歳未満の扶養親族がいるような場合には、その夫婦双方が、この控除の適用を受けることができます。</p> <p>2 給与所得と公的年金所得の両方を有し、その合計額が10万円超の場合</p> <p>・所得金額調整控除=[給与所得(10万円超の場合は10万円)+公的年金所得(10万円超の場合は10万円)]-10万円</p>
----------	--

※1 控除の判定時期は、前年12月31日の状況によって判断します。ただし、その控除対象配偶者または扶養親族等が前年中に死亡している場合には、その死亡時の状況によって判断します。